

# 有害獣防除用施設の設置費用補助

問合せ 農林水産課 ☎09143  
 佐伯支所環境産業グループ ☎01115  
 吉和支所環境産業建設グループ ☎02114  
 大野支所環境産業グループ ☎02009  
 宮島支所環境産業グループ ☎042003

イノシシなどの有害獣から農作物や林産物を守るため、廿日市内で防除用施設を設置する人に対して、補助金を交付します。

**対象者** 次のいずれかに該当する人

① **農業を営む人**  
 所有農地または所有農地以外の保有農地の耕作面積が、おおむね10アール以上の農産物の生産・販売者

② **林業を営む人**  
 所有山林または所有山林以外の保有山林の面積が、おおむね1ヘクタール以上の林家および特用林産物の生産・販売者

**補助金額** 次のいずれか低い方の金額

- ・設置に要する費用の3分の1以内
- ・次の表の防除用対象施設ごとの上限額以内

対象施設	補助金額
電気柵	上限額35,000円
防護柵	上限額30,000円
捕獲柵	上限額65,000円
防除網	上限額30,000円
箱わな	上限額50,000円

※捕獲柵・箱わなの使用は、免許や許可が必要です

**申請方法** 防除用施設を購入する前に、各地域の担当窓口で申請詳細は、各地域の担当窓口へ問い合わせてください。

**申請期限** 10月30日(金)

※申請受け付け順のため、補助が受けられない場合があります



鳥獣被害を防ぐには、電気柵などの防除用施設を設置することが必要です。効果的に運用することが大切です。

柵付近の刈り払いを行う、電気柵は24時間通電を守る、エサになるものを除去を徹底するなど適正な管理がポイントとなります。また、大切に育てた農作物を守るためにも、防除用施設の効果的な運用を心掛けましょう。

# 浄化槽の法定検査 平成27年度はガイドライン検査の年です

問合せ 廃棄物対策課 ☎09133

今年度の10人槽以下の浄化槽法定検査（11条検査）は5年に1回のガイドライン検査です。（公社）広島県環境保全センターが実施します。

ガイドライン検査では、環境省が示した検査項目である86項目全てを検査します。ガイドライン検査と効率化検査の検査機関や料金などは、下の表のとおりです。

検査区分	検査料金		実施年度 (実施頻度)	検査項目	指定検査機関 および 問い合わせ先
	みなし浄化槽 (単独処理)	浄化槽 (合併処理)			
ガイドライン 検査	5,000円	7,000円	平成27年度 (5年に1回)	86項目 (国が示す項目全て)	(公社) 広島県環境保全センター 〒731-3167 広島市安佐南区大塚西4-2-28 ☎082 (849) 6411
効率化検査	5,000円	5,000円	ガイドライン検査実施年度以外は毎年度	18項目 (外観検査を軽減)	(公社) 広島県浄化槽維持管理協会 〒730-0025 広島市中区東平塚町3-28 ☎082 (546) 2168

※11人槽以上の浄化槽は、ガイドライン検査のみ。人槽によって検査料金が異なります。詳細は、広島県環境保全センターに問い合わせてください

保守点検や清掃を行い、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認するために、法定検査を必ず受けましょう。

# さらに広がっています 公共下水道

問合せ 融資あっせん、使用料・負担金(分担金) 下水道経営課 経営管理係 ☎05481  
 下水道への切り替え、排水設備の工事 下水道経営課 排水設備係 ☎09051  
 処理区域 下水道建設課 維持管理係 ☎05482

公共下水道は、台所や風呂、トイレなどで使った水や工場などからの廃水を集め、処理場できれいにして放流し、河川や海の水質を守ります。

また、悪臭やハエ・蚊などの発生源となるどぶ川がきれいになるなど、私たちの健康で快適な暮らしを支える大切な施設です。

## 公共下水道処理区域の広がり

**廿日市処理区** 約22ヘクタール  
 (約652ヘクタール)

**佐伯処理区** 約2ヘクタール  
 (約108ヘクタール)

**大野処理区** 約12ヘクタール  
 (約269ヘクタール)

※(一)内は、全体区域面積

処理区域は、次のところで確認することができます。

● **廿日市処理区、佐伯処理区、大野処理区**  
 下水道建設課(廿日市衛生センター内) ☎05482

● **佐伯処理区**  
 佐伯支所佐伯管理課 ☎01117

## 浄化槽とくみ取り便所の公共下水道への切り替え

新たに処理区域となる地区で、現在、浄化槽を使っている場合は速やかに、公共下水道へ接続してください。

また、くみ取り便所は、3年以内に水洗便所に改造して公共下水道へ接続してください。

道へ接続してください。

なお、この区域では、新たに浄化槽やくみ取り便所を設置することはできません。

## 指定工事店での排水設備工事

公共下水道へ接続するときに必要な排水設備の工事は、市が指定した下水道排水設備指定工事店で行ってください。

指定工事店以外での工事や無届け工事は、行ってはいけません。

## 融資あっせん制度

公共下水道の処理区域で、下水道に接続するために行う宅地内の設備の改造工事を一時に負担することが困難な人に、融資あっせんを行う制度があります。

工事の申し込みをするときに、指定工事店へあっせんの条件などを相談してください。

## 下水道使用料

公共下水道への接続が完了し、下水道の使用を開始すると、「下水道使用料」を納めることとなります。

これは、下水道管の清掃や補修をはじめ、終末処理場や汚水中継ポンプ場の運転、施設の維持管理費用として使われます。

## 受益者負担金(分担金)

公共下水道が整備されると、土地の所有者などの利益を受ける人(受益者)は、污水管整備費の一部を負担することになります。

平成27年4月から、次の区域の一部が、受益者負担金(佐伯処理区の場合は受益者分担金)の賦課対象区域となります。

この土地所有者には、4月下旬に受益者の申告書などを郵送します。申告書に記載してある提出期限までに必要な書類を提出してください。

**提出先** 下水道経営課(廿日市衛生センター内)

## 対象区域

● **廿日市処理区** 城内一〜三丁目、平良一丁目、平良山手、桜尾三丁目、新宮二丁目、宮内一丁目、宮内(字石原、字西岡迫、字的場、字国広、字針田、字砂原、字新屋敷)、地御前一〜三丁目、地御前五丁目、地御前北三丁目、六本松二丁目の各一部

● **佐伯処理区** 河津原(字下中山谷、字下中組)の各一部

● **大野処理区** 大野原一丁目、梅原一丁目、下の浜、林が原一・二丁目、大野(字筏津、字沖筏津、字陣場)、物見東一・二丁目、前空一〜五丁目の各一部

## 合併浄化槽への付け替え費用の一部を補助

問合せ 廃棄物対策課 ☎09133

し尿のみを処理し、生活雑排水が未処理のまま放流されてしまう単独浄化槽は、公共用水域への汚濁負荷が合併浄化槽の約8倍です。法改正により、平成13年度以降は原則新設が禁止されましたが、既設の単独浄化槽が市内に約1万基残っているため、環境保全の面からも合併浄化槽への転換促進が課題となっています。

市では、住宅に設置されているくみ取り便所や単独浄化槽を合併浄化槽へ付け替える人を対象に、設置費用の一部を補助しています。

※ただし、建物の新築や建て替えに伴う設置は補助の対象外です

**対象地域** 次の区域を除く市内全域

- ・公共下水道事業策定区域
- ・農業集落排水処理事業の計画区域
- ・団地浄化槽等の集合処理施設の処理区域

## 補助金額

・5人槽 29万6千円(延べ床面積が130㎡以下の住宅)

・7人槽 36万4千円(延べ床面積が130㎡を超える住宅)

・10人槽 48万2千円(台所と風呂が2カ所以上ある住宅)

※交付は予算の範囲内で、申請順